

平成29年度第4回志木市社会教育委員会議録

平成30年2月6日（火）

午後2時～3時

4階 全員協議会室

出席者 委員：齊藤奈都子、竹前榮二、宮原正幸、有馬隆江、一ノ倉達也、小笠原
順子、安部卯内、星野久江、市之瀬初男、名児耶一子、稲垣真紀、
松永義晃（順不同、敬称略）
市：生涯学習課（小日向課長、浅見主査、松永主任）

- 1 開 会 浅見主査
- 2 あいさつ 齊藤奈都子議長
小日向課長
- 3 協議事項

志木市家庭教育支援に関する条例について

- ・条例制定に向けての現在の状況について
- ・今後の事業展開について

事務局より説明

① 家庭教育の支援に関する条例制定に向けての考え方について説明

近年子ども達の間でインターネットに関わるトラブルや、トレーディングカードの
トラブルなど犯罪の被害者や加害者になってしまう事案もあることから、志木市の
子ども達の状況を把握する為、小学3年生～中学3年生を対象にアンケート調査を
行った。その結果、少数ではあったが、危険を感じる回答もあった。このことを踏
まえ志木市として「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例」
の制定に向けて進めている。

目的としては、子ども達が元気で健やかに育つ環境づくりのために、家庭教育をさ
らに進めていき、各家庭・保護者においても、その責務を自覚するとともに、家庭
を取り巻く地域や行政の役割を明確にし、子ども自身がどうあるかを示すものであ
る。また、定義として概ね7歳から15歳未満を対象とする。基本理念としては、

家庭教育においては、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有する
という基本的認識の下に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校、地域、職域その
他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、
相互に支援・協力しながら一体的に取り組む。

さらに、個別の規定として、保護者の責務、子どもの約束、学校の責務、地域住民の責務、市の責務をそれぞれ規定していくものである。

次に平成 30 年度に向けた関連する事業については、「家庭教育学級」事業でインターネットを含む子育て講座を市内 12 校全校で実施、啓発物品の配布、条例に係る事業実施の支援、児童・生徒へのメディア教育の講演会の実施、相談窓口を設ける等を進めていくものである。

(委員) 地域住民に対する啓発事業はないのか。

(事務局) 地域団体が関連する講演会等を開催した時の支援として補助金の交付を考えている。

(委員) 近隣で同じような内容の条例はあるか。

(事務局) ない。インターネットやカードの取り決めについての条例は、全国初である。

(委員) 対象が 7 歳～15 歳としているのはなぜか。小中学生としない理由は。

(事務局) 条例案では、学齢児童および学齢生徒としている。また、対象については、条文を理解し努力することができる年齢であるため。

(委員) トレーディングカードとはどのようなものか。

(事務局) トレーディングカードの現物を回覧するので見てほしい。カードは、5 枚 1 組で売っているが、中身は見えない。中にはレア物のカードがあり、それが高値となってしまい売り買いが発生してしまう。

(委員) 市 P 連に委託している家庭教育学級の内容をインターネット等に関する講演と決めてしまって良いのか。

(事務局) 家庭教育学級の事業の中で 1 回は、インターネット等に関する講演をお願いしたいが、追加で他の事業を実施することは可能である。

(委員) 事業回数が増えると予算超過となり、P T A の持ちだしとなるのではないか。

(事務局) インターネット等に関する講演の講師謝礼は、各 P T A に委託している委託金内で収まるが、回数が増えることで P T A の持ち出しもあり得る。インターネット事業については、毎年「親の学習」という事業の中で 7 から 8 校の学校が開催している。平成 30 年度については、全校で実施をお願いする予定だが、平成 31 年度以降は、P T A の希望する事業で実施してもらおう。

(委員) 相談業務はどのように行うのか。

(事務局) 教育サポートセンターと協力し、月に 1 回予約制で実施を予定している。

4 その他（事務局より連絡）

- ① 関東甲信越静社会教育研究大会について
- ② 南部地区社会教育関係委員研修について
- ③ 志木市芸能祭について
- ④ 郷土資料館「特別展 ひなまつり」について
- ⑤ 村山快哉堂「雛のつるし飾り」について
- ⑥ 次回の会議日程について

5 閉 会 竹前副議長